

(4) 病院事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 45,576,390	千円 1,112,729	千円 23,274,456	% 51.1	% 49.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 1,943	千円 8,291,242	千円 4,345,171	千円 3,458,442	千円 16,094,855	千円 8,284

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。
- イ 特記事項

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

ア 医師

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
山 形 県	43.6 歳	579,017 円	1,476,157 円
団 体 平 均	歳	円	円

イ 看護師

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
山 形 県	42.9 歳	346,645 円	581,173 円
団 体 平 均	歳	円	円

ウ 事務職員

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
山 形 県	40.4 歳	343,448 円	573,956 円
団 体 平 均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山形県(病院事業)				山形県(普通会計職員)			
1人当たり平均支給額(令和6年度)				1人当たり平均支給額(令和6年度)			
1,830 千円				1,761 千円			
(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50	月分	2.10	月分	2.50	月分	2.10	月分
(1.4)	月分	(1.0)	月分	(1.4)	月分	(1.0)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・ 役職加算 5～20%				・ 役職加算 5～20%			
・ 管理職加算 15～25%				・ 管理職加算 15～25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

山形県(病院事業)			山形県(普通会計職員)		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	3,690 千円	20,270 千円	1人当たり平均支給額	14,528千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		277,180 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		969,160 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医 師	16 %	286 人	16 %
県 内 全 市 町 村	0 %	1,719 人	0 %
平 均 支 給 率	2.3 %	-	2.3 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		411,575 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		406,060 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		51.9 %		
手当の種類(手当数)		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度実績)	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	①病院に勤務する職員(当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。) ②家畜伝染病予防法第3条の2第3項の規定に基づき、同法第2条に定める家畜伝染病のうち口蹄疫、豚熱、高病原性鳥ウイルスエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延の防止のための防疫作業に従事する職員 ③家畜伝染病予防法第3条の2第3項の規定に基づき、同法第2条に定める家畜伝染病のうち豚熱のまん延の防止のための防疫作業に従事する職員	①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項まで及び検疫法第2条に定める感染症(特に必要がある場合は、結核及び狂犬病を含めることができる。)並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合における、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業 ②当該防疫作業における家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 ③当該防疫作業において野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業	252 千円	①③日額 290円(①のうち、患者に接して行う作業に従事した場合にあっては580円) ②日額 380円(牛又は豚のと殺の作業に従事した場合にあっては760円)
夜間看護業務手当	病院に勤務する助産師、看護師、准看護師又はこれらに準ずる職員で保健師助産師看護師法第21条及び第22条に規定する資格を有する者	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)(において行われる看護等の業務	252,500 千円	勤務1回当たり 2,150~3,550円 ※通勤の事情に応じた加算(上限1,140円)あり

緊急呼出救急業務等手当	病院に勤務する職員で助産師、看護師、准看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、山形県人事委員会規則4-1第10条第1項第2号により臨時的に任用されている職員で、前述の職員が行う業務に準ずる業務を行うもの及び技術技能員	勤務を要する時間に引き続かない時間において緊急の呼出しにより行う手術、透析その他の救急業務又は分べん若しくは病理解剖に関する業務	662 千円	勤務1回当たり 620円(勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に開始される場合は1,240円)
放射線照射作業手当	病院に勤務する職員(当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。)	放射線の照射(撮影を含む。)(作業(補助作業を含む。)(作業従事時間が1日1時間を超える場合に限る。))	1,496 千円	日額 230円
汚物等処理作業手当	病院に勤務する技能労務職員(給料の調整額の支給を受ける者を除く。)	患者の汚物等の処理作業(作業従事時間が1日1時間以上の場合に限る。)	0 千円	日額 200円
分べん介助・診療応援手当	病院に勤務する医師又は歯科医師	①正規の勤務時間以外の時間の分べん介助の業務、②病院相互間又は公的医療機関(医療法第31条に規定するものをいう。)(で行う診療の応援業務のうち管理者が認めるもの	14,290 千円	①の業務1回につき10,000円(管理者が別に定める業務に従事した場合にあっては 20,000円)②の業務1回につき20,000円(宿日直応援の時間が5時間以上である場合10,000円、5時間未満である場合5,000円)
回転翼航空機搭乗手当	病院に勤務する職員	回転翼航空機に搭乗した場合の救急医療の業務その他これに準ずるものとして管理者が別に定める業務	608 千円	搭乗1時間につき1,900円
災害応急作業等手当	職員	①山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年県条例第34号。以下「特殊勤務手当条例」という。)(第13条第1項第1号から第3号に掲げる作業②前号に掲げる作業に相当する作業で管理者が定めるもの	0 千円	作業に従事した日1日につき1,080円の範囲内で作業に応じて管理者が定める額
看護業務手当	病院(こころの医療センターを除く。)(に勤務する助産師、看護師、准看護師又はこれらに準ずる職員で保健師助産師看護師法第21条及び第22条に規定する資格を有する者	看護等の業務	131,802 千円	勤務1月につき12,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	1,966,288 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	1,008 千円
支給実績(令和5年度決算)	1,722,589 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	878 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との異 同	一般行政職 の制度と異なる 内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難と認められる職(医師等)又は採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対し、支給される手当(月額・最高370,400円)	同じ		866,444 千円	3,544,947 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・ 給料表別、職務の級別、区分別に定められた額を支給	同じ		45,205 千円	961,813 円
扶養手当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当 ・ 扶養親族たる、父母等6,500円(行政8級職員等にあつては3,500円、行政9級職員等に対しては支給しない)、扶養親族たる子11,500円、配偶者3,000円(行政8級以上の職員等に対しては支給しない) ・ 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算(月額)	同じ		172,924 千円	237,424 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 ・ 借家:家賃に応じた額(28,000円限度) ・ 単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合、上記の額の2分の1(月額)	同じ		139,844 千円	311,457 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当 ・ 交通機関利用者:運賃等相当額(1箇月当たり・最高150,000円) ・ 交通用具使用者:通勤距離区分に応じた定額(月額・最高53,000円)	同じ		176,519 千円	99,864 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給される手当 ・ 基礎額(30,000円)+距離区分に応じた加算額(最高70,000円)(月額)	同じ		6,676 千円	404,606 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対して支給される手当 ・ 1時間当たりの単価 × 100分の25 × 勤務時間数	同じ		182,529 千円	180,707 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・ 支給区分に応じた定額(1回当たり最高・医師等21,000円)	同じ		119,742 千円	314,698 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日等に勤務した場合に支給される手当 ・ 管理職手当の支給割合に応じた定額 (勤務を要しない日等: 1回当たり最高・部長級12,000円) (勤務を要しない日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時: 1回当たり最高・部長級6,000円)	同じ		44 千円	4,400 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員の生計費が、寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増嵩するために、設けられた手当 ・ 支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じた定額(月額・最高19,800円)	同じ		113,505 千円	65,678 円